



Japan Color 認証制度の審査料等に関する規程

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

目 次

1. 趣旨.....	1
2. 審査料等.....	1
3. 交通費及び宿泊費.....	4
4. 附則.....	6

1. 趣旨

1.1 Japan Color 認証制度の審査料等に関する規程（以下、「本規程」という。）は、Japan Color 認証制度における審査料、登録料、交通費、宿泊費及びその取扱いに関して必要な事項を定めるものである。

2. 審査料等

2.1 標準印刷認証の審査料等は次のとおりとする。

1) 新規申請時の審査料等については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	新規申請
事前審査料	105,000
本審査料	210,000
登録料	52,500
合計	367,500

2) 更新申請時の審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新申請
審査料	105,000

3) 新規申請時の本審査における再審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	新規申請
再審査料	105,000

4) 更新申請において更新要件を満たさない場合、現場立会い確認を含めた審査を追加で行う際の現場立会い確認料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新申請
現場立会い確認料	105,000

5) 更新審査時の現場立会い再確認料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新再申請
現場立会い再確認料	105,000

2.2 マッチング認証の審査料等は次のとおりとする。

1) 新規申請時の審査料等については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	新規申請
審査料	157,500
登録料	52,500
合計	210,000

2) 更新申請時の審査料については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	更新申請
審査料	157,500

3) 更新申請時の再審査料については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	更新再申請
再審査料	52,500

2.3 プルーフ運用認証の審査料等は次のとおりとする。

1) プルーフ機器認証が取得済みの組合せで申請する場合の新規申請時の審査料等については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	新規申請
審査料	105,000
登録料	52,500
合計	157,500

2) プルーフ機器認証が未取得の組合せで申請する場合の新規申請時の審査料等については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	新規申請
審査料	210,000
登録料	52,500
合計	262,500

なお、初回申請が「プルーフ機器認証が未取得の組合せで申請する場合」であっても、追加申請が「プルーフ機器認証が取得済みの組合せで申請する場合」であれば、

「プルーフ機器認証が取得済みの組合せで申請する場合」の審査料が適用される。

また、初回申請が「プルーフ機器認証が取得済みの組合せで申請する場合」であっても、追加申請が「プルーフ機器認証が未取得の組合せで申請する場合」であれば、「プルーフ機器認証が未取得の組合せで申請する場合」の審査料が適用される。

- 3) 新規申請時に、プルーフ機器・用紙・RIP（データフォーマット 1bit/8bit の相違等含む）の組合せを追加して申請する場合の追加審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	新規申請
追加審査料（1組合せあたり）	52,500

- 4) 更新申請時の審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新申請
審査料	84,000

- 5) 更新申請時に、プルーフ機器・用紙・RIP（データフォーマット 1bit/8bit の相違等含む）の組合せを追加して申請する場合の追加審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新申請
追加審査料（1組合せあたり）	52,500

- 6) 更新申請時の再審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新再申請
再審査料	52,500

- 7) 更新申請再審査時に、プルーフ機器・用紙・RIP（データフォーマット 1bit/8bit の相違等含む）の組合せを追加して申請する場合の追加再審査料については次のとおりとする。

（単位：円、消費税込み）

種別	更新再申請
追加再審査料（1組合せあたり）	52,500

2.4 プルーフ機器認証の審査料等は次のとおりとする。

- 1) 初回審査料等については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	新規申請
初回審査料	367,500
登録料	52,500
合計	420,000

- 2) プルーフ機器・用紙・RIP（データフォーマット 1bit/8bit の相違等含む）の組合せを追加して申請する場合の追加審査料については次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

種別	新規申請
追加審査料（1組合せあたり）	105,000

なお、プルーフ機器認証は、プルーフ機器、RIP、用紙の組合せで認証を行うため、用紙が異なれば新しい組合せとして申請を行う必要がある。しかし、申請する用紙がすでに認証取得済みの用紙と実質的に同じ用紙（OEM用紙）であり、かつ申請する組合せもすでに認証取得済みの組合せと同じであれば、審査料は免除され、登録料のみの支払いとなる。この場合、当該用紙がOEM用紙であることを事前に申請する必要がある。

- 2.5 審査料等は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会が発行する請求書に基づいて、申請組織が、所定の銀行口座に支払うものとする。
- 2.6 振込手数料は申請組織の負担とする。
- 2.7 申請組織から支払われた審査料等は、申請組織のいかなる理由にかかわらず返還しないものとする。

3. 交通費及び宿泊費

3.1 交通費の取扱基準

- 1) 交通費の算定については、最も効率的かつ経済的な経路に係わる費用をもとに算定する。

2) 交通機関利用基準

各交通機関の利用基準は、次のとおりとする。交通費は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会の所在地を起点として計算する。

	鉄道		航空機	船舶	タクシー
	急行・特急・ 新幹線	寝台車			
選択基準	普通列車と比較して1時間以上短縮できる場合	必要な場合	緊急を要する場合又は急行等と比較して1時間以上の時間短縮できる場合	必要な場合	必要な場合原則として、1.5キロ以上であれば使用可能
利用クラス	指定席	A寝台	エコノミークラス	一等	実費

3) 宿泊費の算定

- ① 宿泊費算定基準については、次のとおりとする。

(単位：円、消費税込み)

宿泊費	11,000
-----	--------

- ② 次のときは、宿泊費を計上しないものとする。

- a. 交通機関内での宿泊
- b. 親類及び知人宅等での宿泊

- ③ 前泊については、認証員の遅れで本審査が遅れることを避けるため、東京駅を7時30分に出発する交通手段で9時30分までに認証員が申請組織に到着できない場合には、原則として前泊するものとする。

- ④ 後泊するかどうかについては、申請組織との相談のもとに適宜取り決めるものとする。

3.2 交通費及び宿泊費については、本審査の現場立ち会い確認終了後に、一般社団法人日本印刷産業機械工業会が発行する請求書に基づいて、申請組織が、所定の銀行口座に支払うものとする。

3.3 振込手数料は申請組織の負担とする。

4. 附則

4.1 本規程は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

改訂履歴

バージョン	制定日・改訂日	施行日	改訂内容
1.0	2011.5.30	2011.6.1	全面改正に伴い改定第 1 版とする。
2.0	2011.9.1	2011.9.1	マッチング認証、プルーフ機器認証及びプルーフ運用認証に関する審査料等を追加。
2.1	2012.5.7	2012.5.7	2.3 2)にプルーフ機器認証が未取得の場合の審査料等を追加。 2.4 にプルーフ機器認証の OEM 用紙の場合の審査料等の特例について追加。